

事故報告及び事故対応について

介護サービス事業者については、その各指定基準において、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされています。

また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、保存しなければならないとされています。

今年度における本市への事故報告件数は、昨年度より2割程度増加しており、その約7割が転倒等による骨折ですが、誤嚥等により死亡に至ったケースも数件あります。

最近、事故による苦情等が窓口寄せられるケースや訴訟にまで発展するケースがありますので、事故発生時の対応については十分な配慮をお願いします。

本市への苦情・問合せの事例

- (1) 事故の状況等の説明不足による事業所への不信感
 - ・ 事故の状況が説明の度に違う、説明不足
 - ・ 事業者の責により事故で入院したのに退居を促された
- (2) 事故に対する事業所からの損害賠償の有無等

問合せがあった時点で、事故報告がされていない場合も見受けられますので、介護サービス事業者は、過失の有無にかかわらず、速やかな対応をお願いします。

なお、本市への報告の対象となる事故の範囲については、次のとおりです。

- (1) サービスの提供（送迎等を含む。）により利用者が負傷（医療機関において受診を要する程度のもの）又は死亡した場合
- (2) 従業員の法令違反又は不祥事により利用者の処遇に影響がある場合
- (3) 利用者が失踪した場合（概ね30分以内に発見した場合を除く。）
- (4) そのほか、事業者が必要と認めた場合

又、報告に当たっては、事故の原因及び内容を的確に把握し、職場全体で十分な検討のうえで再発防止策をご検討いただきますようお願いいたします。

※ 様式は、福山市ホームページ（申請書ダウンロード）からダウンロードができます。

個人情報保護の観点から、ファクシミリによる提出は行わないでください。また、電子申請による報告が可能です。